

高知市立中学校及び義務教育学校後期課程における教育実習及び養護実習に関する実施要綱

高知市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、当分の間、高知市立中学校及び義務教育学校後期課程において、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第4条に規定する教育実習及び同施行規則第9条に規定する養護実習（以下「教育実習等」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育実習等希望者の要件)

第2条 高知市立中学校及び義務教育学校後期課程において教育実習等の実施を希望する者は、次の各号に掲げる要件を具備する者でなければならない。ただし、この項に規定する要件に準ずる要件を具備していると高知市教育長（以下「教育長」という。）が特に認めた者については、この限りではない。

- (1) 高知市立中学校及び義務教育学校後期課程を卒業した者であること。
- (2) 大学等の事情により高知市立中学校及び義務教育学校後期課程以外で教育実習等を行うことがきわめて困難であると認められる者であること。
- (3) 当該年度における高知県公立学校教員選考審査を受審する者であること。

(申請手続)

第3条 高知市立中学校及び義務教育学校後期課程において教育実習等の実施を希望する大学は、前項に規定する要件を具備すると認められる学生ごとに、第1号様式による教育実習等承認申請書に必要事項を記入し、教育実習等を希望する前年の4月1日から12月31日までに、教育長に提出しなければならない。

(調整委員会)

第4条 前条に規定する教育実習等承認申請書の審査等に関し、教育長の諮問機関として、高知市立中学校及び義務教育学校後期課程教育実習調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会の委員は4名とし、学校教育課長の職にある者を委員長に充てるほか、高知市立中学校長及び義務教育学校長の中から互選された3名を委員とする。
- 3 調整委員会は、教育長の諮問を受けて、委員長がこれを招集し、教育実習等の実施を希望する者の具備している要件の審査、教育実習等の実施の承認、教育実習等を実施する中学校及び義務教育学校後期課程の指定等について、教育長に答申するものとする。
- 4 調整委員会の事務を処理させるため、同委員会の事務局を学校教育課に置き、学校教育班長の職にある者を事務局長に充てる。

(実施承認)

- 第5条 教育長は、調整委員会に諮問し、その答申を受けて、教育実習等の実施希望者ごとに、当該教育実習等を予定する学校の校長の同意を得て、その承認、不承認を決定し、承認した者については、当該大学宛てに、第2号様式による教育実習等承認書を交付するものとする。
- 2 教育実習等の実施は、特別な事情がある場合を除くほか、当該年度の6月1日から30日までの間に限るものとする。

(大学の遵守事項)

- 第6条 教育実習等に関しては、本来大学側が責任をもって実施すべきものであることに鑑み、教育実習等を希望する大学は、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。
- (1) この要綱の規定に従うこと。
 - (2) 教育実習等のオリエンテーションに万全を期すること。
 - (3) 教育実習等の全体計画書を提出すること。
 - (4) 教育実習等の終了後、第3号様式による教育実習等完了報告書を提出すること。
 - (5) その他、教育長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する遵守事項に違反したときは、教育長は当該大学について教育実習等の実施承認を取り消すことができる。

(教育実習生及び養護実習生の遵守事項)

- 第7条 教育実習生及び養護実習生は、教育者としての良識にもとることのないよう、言動や服装等についても十分留意するとともに、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。
- (1) この要綱の規定に従うこと。
 - (2) 実習校の校長の指示に従うこと。
 - (3) その他、教育長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する遵守事項に違反したときは、教育長は、教育実習等の実施承認を取り消すことができる。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。